

原子力関連分野の資格について

1. 業務独占国家資格

- ①原子炉主任技術者（原子炉等規制法：原子力規制委員会）
- ②核燃料取扱主任者（原子炉等規制法：原子力規制委員会）
- ③放射線取扱主任者（放射性同位元素等規制法：原子力規制委員会）
 - ・ 法律で定める特定の業務を行う上で必置となる資格
 - ・ いずれも試験に合格した後に一定の研修を受けることが必要

2. 技能認定国家資格

○技術士（原子力・放射線部門）

- ・ 特定分野において高度な知識や技術を有することを国家資格として認定する制度
- ・ 日本原子力学会が 2001 年に技術士制度の中に「原子力・放射線部門」の追加を要望し、2004 年の試験から導入

3. 法律に基づく認定資格

- ①核燃料物質等取扱業務従事者
- ②放射線業務従事者
- ③除染等業務従事者

- ・ 労働安全衛生法における「特別教育」を受けた者が認定される資格
- ・ 危険・有害な作業を伴う労働を行う作業者に対し、事業者が法令に基づき必要な教育・訓練を行った上での認定

4. その他民間資格

○原子力発電所運転責任者

- ・ 一般社団法人原子力安全推進協会が原子炉運転員の監督・指導に当たるのにふさわしい者として認定する資格
- ・ 一定以上の実務経験を有する者が試験に合格することが必要